

いばらき公共施設予約システム利用者規約

(目的)

第1条 本規約は、いばらき公共施設予約システム整備運営協議会（以下「協議会」という。）が提供するいばらき公共施設予約システムにより、利用者が公共施設の予約等のサービスを利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 構成団体

協議会を構成する市町村（別表）及び茨城県をいう。

(2) 施設管理者

公共施設の管理を行う構成団体又は当該構成団体から当該施設の管理を委ねられた者をいう。

(3) 運用受託者

協議会から本システムの運営に関する業務の委託を受けた者をいう。

(4) システム

いばらき公共施設予約システムをいう。

(5) サービス

システムを利用した公共施設予約等受付サービスをいう。

(6) 施設予約等

システムを利用して公共施設等の予約等を行うことをいう。

(7) 利用者

システムを利用して施設予約等を行う者をいう。

(8) 利用者番号

利用者登録時に付与される識別番号をいう。

(9) ログインID

利用者を特定するため、利用者が設定する任意の文字列をいう。

(10) パスワード

利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が管理する暗証番号をいう。

(11) 利用者登録・予約データ

利用者登録や施設予約等を行う際に利用者が提出する電子データをいう。

(12) 通知メール

施設予約等を行った利用者に対して送付される電子メールをいう。

(利用者の責任)

第3条 利用者は、自己の責任と判断に基づき、システムを利用することとする。

2 利用者は、利用者番号、ログインID及びパスワードその他システム利用に係る情報を適切に管理するものとする。

(利用者登録)

第4条 利用者は、本規約に同意の上、利用者登録申請書又はシステムの新規利用者登録により協議会へ申請する。

2 申請者は、ログインIDを取得しシステムの利用を開始する前に、原則として別途定める登録担当会館において、申請者本人であることを証明できるものを提示し、協議会からシステム利用の承認を受けることとする。

- 3 前項の申請があった場合、協議会は、その内容を確認の上、適当と認めるときは、申請者本人に対してシステム利用の承認を行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和8年8月以前からの利用者（ログインIDの発行を受けている者）は、構成団体の条例・規則等で認められた範囲内で、サービスを利用することができる。
- 5 前項に規定する利用者の利用者登録の有効期間は、令和11年8月31日までとする。
- 6 新たに利用者登録を行う者の利用者登録の有効期間は、利用者登録の申請を行った日から3年間とする。
- 7 有効期間が満了する場合、利用者は、当該期間の更新を受けるため、原則として別途定める登録担当会館において、申請者本人であることを証明できるものを提示するものとする。
- 8 有効期間満了日までに更新手続きが行われない場合は、利用者登録は利用停止状態となる。
- 9 前項の場合において、利用者が所定の手続を行ったときは、協議会は利用者登録を再度有効とすることができる。

（利用者登録の変更）

- 第5条 利用者は、登録内容に変更がある場合は、利用者登録申請書又はシステムにおいて利用者登録情報を変更することで遅滞なく協議会に届け出るものとする。
- 2 利用者は、利用者登録申請書により変更を届け出る際は、申請書に必要事項を記入し、別途定める登録担当会館において、利用者本人であること及び変更内容を証明できるものを提示することとする。

（利用者登録の廃止）

- 第6条 利用者登録の廃止を行う場合は、利用者登録申請書又はシステムにおいて利用者登録情報を削除することにより協議会に届け出るものとする。

（利用者登録の抹消）

- 第7条 協議会は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対して事前の告知なく利用者登録の抹消を行うことができるものとする。
- (1) 本規約に定める義務に違反したとき。
 - (2) 長期間にわたりシステムを利用しないとき。
 - (3) システムの運用に影響を及ぼす事象を発生させた若しくは発生させる恐れがあるとき。
 - (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 公共施設（設備を含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
 - (7) 公共施設の管理運営上支障があると認められるとき。
 - (8) 同一人及び同一団体がログインIDを複数取得したと認められるとき。
 - (9) 虚偽の内容でログインIDを取得したと認められるとき。
 - (10) 他の利用者のログインID及びパスワードを不正利用したと認められるとき。
 - (11) その他システムに支障を及ぼすおそれのある行為をしたと認められるとき。

（著作物の保護）

- 第8条 利用者は、システムの利用に際し、協議会が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及びシステムの操作説明書等を含む。）について、次のとおり取り扱うも

のとする。

- (1) 本規約に従いシステムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- (3) 協議会又は協議会が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(利用可能時間)

第9条 システムの利用可能時間は、原則として、24時間とする。ただし、協議会は、システムの運営上必要があると認めるときは、利用可能時間を変更することができる。

2 協議会は、良好な運用を維持する目的で保守点検等を行うために、利用者に予告なくシステムの利用を停止することができる。

(システムの停止)

第10条 協議会は、利用者に対し、次の各号いずれかに該当すると認められる場合は、事前に通知し、システムの利用を停止又は制限することができる。ただし、緊急を要する場合は、通知することなくシステムの利用を停止又は制限することができる。

- (1) 天災、事変その他の非常事態の発生又はサービスの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (2) システムの利用が著しく集中した場合
- (3) その他システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある場合

(個人情報)

第11条 協議会は、本システムにおける利用者の個人情報について、別に定める「いばらき公共施設予約システム個人情報の取扱い」に基づき、適正に取扱うものとする。

(設備等)

第12条 利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続は利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

(免責事項)

第13条 協議会は、利用者がシステムを利用したことによる利用者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 協議会は、システムの提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

3 利用者は、前2項に定める損害について、運用受託者に対しても賠償の請求を行わないものとする。

(規約の改定)

第14条 協議会は、本規約を改定した場合は、システムを通じて周知することとし、利用者は、システムを利用する時点で施行されている規約に同意の下で利用するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 サービスの利用に関連して、協議会と利用者間に生ずるすべての訴訟については、水戸地

方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

附 則

この規約は、令和８年８月28日から施行する。

別表

石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、阿見町、境町、利根町

利用者登録（新規・変更・廃止）申請書（団体利用者）

申請日：令和 年 月 日

いばらき公共施設予約システム整備運営協議会長 殿

以下により申請いたします。

（変更の場合は、ログイン I D と変更部分のみ記入）

（廃止の場合は、ログイン I D のみ記入）

申請書受領日	申請書受領者

審査担当会館	
ログイン I D	(4 文字以上 100 文字以下の半角英数記号 (!#\$%&@?-._))

団 体	フリガナ		
	団 体 名		
	団体住所・電話番号		〒 TEL ()
	メールアドレス		
	利用者種別		小中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般 (いずれかに○を付けてください)
	代 表 者	フリガナ	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日 生まれ
		住所・電話番号	〒 TEL ()
		メールアドレス	
	副 責 任 者	フリガナ	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日 生まれ
		住所・電話番号	〒 TEL ()
		予備連絡先	()
		メールアドレス	
	団体人数		人
	パスワード		(10 文字以上 20 文字以下の半角英数記号 (!#\$%&@?-._))

【注意】・免許証、社員証、学生証等、本人確認ができるものをご持参下さい。

・同一人、同一団体が利用者 I D を複数取得することはできません。

利用者登録（新規・変更・廃止）申請書（個人利用者）

申請日：令和 年 月 日

いばらき公共施設予約システム整備運営協議会長 殿

以下により申請いたします。

（変更の場合は、ログイン I D と変更部分のみ記入）

（廃止の場合は、ログイン I D のみ記入）

申請書受領日	申請書受領者

審査担当会館	
ログイン I D	(4 文字以上 100 文字以下の半角英数記号 (!#\$%&@?-. _))

個人	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生まれ
	住 所	〒
	利用者種別	小中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般 (いずれかに○を付けてください)
	電話番号	()
	予備連絡先	()
	メールアドレス	
	勤務先名又は学校名	
	勤務先又は学校住所	〒
	パスワード	(10 文字以上 20 文字以下の半角英数記号 (!#\$%&@?-. _))

【注意】・免許証、社員証、学生証等、本人確認ができるものをご持参下さい。

・同一人、同一団体が利用者 I D を複数取得することはできません。

いばらき公共施設予約システム個人情報の取扱い

本取扱いは、いばらき公共施設予約システム利用者規約に基づき、個人情報の取扱いについて定めるものです。

協議会は、いばらき公共施設予約システム（以下「本システム」という。）の運用にあたり、利用者から提供された個人情報を適切に管理し、利用者のプライバシー保護に努めます。

1 個人情報の範囲等

- (1) 利用者登録時に収集する個人情報
- (2) 公共施設の利用申請時のデータとして送信された個人情報

2 利用目的

登録情報は、個人情報保護に関する法令等に基づく適切な保護に努めたうえで、次の目的に利用するために収集することとし、これらの目的以外で登録情報を利用することはありません。

- (1) 本サービス運営のため
- (2) 利用案内や利用促進、規約変更などに伴うお知らせのため

3 個人情報の管理方法等

(1) 規定の遵守等

協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び構成団体が定める個人情報保護に関する規定に基づき、個人情報を保護し、その維持、継続的改善に努めます。また、施設管理者及び関連システム運用事業者には個人情報の保護に関連する法令等の遵守を求めます。

(2) 情報セキュリティ対策

本システムで管理する全ての個人情報について、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するための対策を実施します。

また、本システムでは、SSL/TLS（インターネット上でデータを暗号化して通信するための技術）による暗号化通信を行い、第三者による盗聴や改ざん等から個人情報を保護しています。

4 登録情報の利用又は提供の例外

協議会は、本システムの運営に関する業務の全部又は一部を事業者（以下「運用受託者」という。）に委託することがあります。この場合、協議会は、個人情報保護に関する事項を含めた契約書により、関係法令や各種規定の遵守及び本システムの運營業務以外の目的で個人情報を使用しないことを義務付けるとともに、運用受託者に対する必要かつ適切な監督を行います。運用受託者は、当該契約に定める範囲内で個人情報を取り扱うものとします。

また、法令等の要請によるものを除き、利用者の承諾を得ることなく、登録情報を第三者に開示、提供、預託等をすることはありません。

5 登録情報の参照及び変更

利用者は、ログインIDとパスワードを入力してログインすることにより、登録情報の参照及び変更をすることができます。

6 登録情報の削除

利用者は、ログインIDとパスワードを入力してログインすることにより、登録情報を削除することができます。なお、削除された登録情報は、バックアップ媒体に残りますが、その登録情報をシステムで利用することはありません。